

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部建築指導課

番号30

許認可等の内容		日影規制の許可
根拠法令及び条項		建築基準法第56条の2第1項
審査基準	関係条項	建築基準法第60条の2第6項
	基準 (未設定の場合はその理由)	別紙のとおりとする。
	参考事項	①通達（建築基準法の一部を改正する法律等の施行について 昭和52年10月28日住指発第771号） ②通達（建築基準法第56条の2に係る許可制度の適正な運用について 昭和61年7月17日住指発第57号）
	設定等年月日	昭和61年4月1日設定（平成26年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 60日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成26年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）